

第1号報告 令和8年度事業計画について

令和8年度事業計画

人口減少、少子高齢化が急速に進む中、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した「就業機会の提供」とともに、高齢者がボランティア活動をはじめとする社会参加・社会貢献を通じて、健康で生きがいのある生活「生涯現役社会」の実現と、地域社会の福祉の向上・活性化を目指しています。

当センターでは、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取り組みの強化が求められており、安定的な事業運営のため、年々減少していく会員の継続的な拡大に取り組むことが課題となっています。会員増強への取り組みは当センターが地域社会において、その役割を果たしていくために、最も重要な課題で、センターの認知度を高めるため、引き続き入会説明会を開催するとともに、入会促進に向け内容の充実を図ることで、周知と魅力を最大限に発信し、会員の増強に繋げていきたいと考えています。

さらには、令和5年10月より導入されたインボイス制度の税負担の特例措置が、「2割特例」から令和8年10月から2年間「3割特例」へと縮小されることで税負担増が見込まれ、また、令和6年11月に施行されたフリーランス新法に伴う個人事業者の就業環境の整備など、シルバー人材センターの事業運営に次々と新制度の適用を受け、年々経費と事務量が増加していますが、引き続き事業運営が円滑に進むよう対応していきたいと思えます。

今後も、会員の就業意欲が充分に活かされる機会の確保と事業内容の普及啓発に努めると共に、事業の適正かつ効率的な運営を基本とし、心豊かな高齢社会実現に寄与することのできる魅力あるシルバー人材センターづくりを目標に、次の事業の実施に努めます。

1. 基本方針

- (1)就業開拓提供事業の推進
- (2)普及啓発事業の推進
- (3)地域就業機会創出・拡大事業の推進
- (4)研修・講習会事業の推進
- (5)調査研究事業の推進
- (6)相談事業の推進
- (7)安全・適正就業推進事業の推進
- (8)職業紹介事業の推進
- (9)労働者派遣事業の推進
- (10)シルバー人材センターの組織拡大・強化
- (11)高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進

2. 事業目標

会 員 数	4 5 5 人
日平均就業人員（派遣含む）	1 7 5 人
年間就業延人員（派遣含む）	3 5, 9 5 1 人
年 間 契 約 件 数（派遣含む）	1, 7 0 0 件
年 間 契 約 金 額（派遣含む）	2 2 0, 6 0 0 千円

3. 事業実施計画

(1)就業開拓提供事業の推進

より多くの就業を提供するためには、就業開拓と会員拡大のマッチングが重要です。就業開拓については、地域社会の担い手として存在感を発揮するため、企業、個人家庭、公共団体等（発注者）に対し、臨時的かつ短期的、又は軽易な業務の就業に努めるなど、取組強化により多様な働き方をアピールしていきます。また、役職員及び会員が一体となり、就業方法や就業場所の開拓を進め、多様な人材が活躍できるよう就業の拡大を目指す。

(2)普及啓発事業の推進

就業等を通じて社会参加を希望するすべての高齢者に対し、センターへの入会促進を図るとともに、地域社会に対してセンター事業への理解と協力を求め、就業機会開拓の一助となる取組を推進する。

- ① 年 4 回、市の広報紙への会員募集折込みチラシ（高齢者活躍人材育成事業のチラシを含む）を活用し、広く新規会員の募集を行う。
- ② 会報を年 2 回、事務局だよりを年 4 回発行し、活動報告やお仕事情報、会員の紹介等を継続的に発信することで、組織の信頼性向上と認知度の拡大を図る。
- ③ ホームページを刷新し、事業内容や就業事例、問い合わせ導線を分かりやすく整理することで、入会促進および就業機会の開拓につながる情報発信を行う。
- ④ 公共団体及び地域社会に向け、ボランティア活動の普及啓発を推進し、センター事業への理解促進と連携強化を図る。
- ⑤ 予算の範囲内において、のぼり旗やマグネットポスター等を作成・活用し、センター事業の周知・啓発に努める。

(3)地域就業機会創出・拡大事業の推進

高齢者の就業機会の拡大及び地域活性化に向けて、以下の取り組みを行う。

- ① 地方自治体との連携を一層強化し、就業機会の創出及び補助金の確保に努める。
- ② 空き家等管理対策事業は、市との協定書に基づき適正な管理を実施し、良好な住環境を移住促進に寄与する。

- ③ 子育て支援事業等について、地域ニーズを踏まえたサービスの充実を図り、積極的に事業を推進する。
- ④ シルバー派遣事業の継続的な拡大を図り、多様な就業機会の創出と安定的な事業運営に努める。
- ⑤ 社会福祉関係団体および業界団体等との連携を強化し、情報共有や協力体制の構築を図ることで、新たな就業機会の創出および事業の円滑な推進に努める。

(4)研修・講習会事業の推進

技術や専門的知識が求められる職種への就業機会を確保するため、養成および技能向上を目的とした講習の機会を設けるとともに、関係諸団体と連携し、会員及び一般の高齢者を対象とした各種講習会の開催に取り組む。また、女性会員の増加を図るため、調理業務に関する講習会や学童保育等の分野における研修会を開催し、女性会員が活躍しやすい就業分野の拡大と参加促進に努める。さらに、デジタル活用能力の向上を目的としてスマートフォン講座を開催し、就業機会の拡大および日常生活の利便性向上を支援する。

(5)調査研究事業の推進

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者の就業や社会的活動等に関する調査研究を実施する。

必要に応じて、未就業会員を対象としたアンケート調査や、新規発注者の満足度調査等を行い、得られた結果を今後の事業運営や就業機会創出に活かす。

(6)相談事業の推進

高齢者への就業機会提供を促進するため、入会説明会の開催時にあわせて、個別に就業相談を実施する。また、未就業会員を対象とした相談会を開催し、就業希望や課題の把握、情報提供を行うことで、円滑な就業支援体制の構築に努める。

(7)安全・適正就業推進事業の推進

会員が安全に就業できるよう、安全・適正就業推進計画を策定するとともに、安全・適正就業推進員の配置や安全対策部会の設置等により、交通事故の防止を含めた安全就業に関する体制の整備を図ります。さらに、会員の安全・適正就業に対する意識の徹底を図るため、安全対策が確実に機能しているか定期的に点検を行う。

(8)職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者に対して、その就職を斡旋し、発注者と会員双方のニーズがあった場合は適正かつ適切な職業紹介を行う。

(9)労働者派遣事業の推進

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業の範囲での労働者派遣事業の実施に伴い、従来の請負・委任による就業だけでなく、契約内容において適正就業を図るため労働者派遣事業を推進し、市及び事業所等の就業開拓に引き続き努める。

実施事業所は派遣元事業主（大シ協）に対し、関係法令等を遵守し適正な事務処理を行う。

(10)シルバー人材センターの組織拡大・強化

センターにおける就業機会の確保と、年々減少する会員数の増加を図り、公益社団法人として事業運営を円滑に遂行するため、職員のスキルアップや業務の効率化を図り、さまざまな情勢の変化に対応しながら、事業推進に努める。

(11)高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進

女性の社会進出の後押し、現役世代の雇用環境向上のため、育児分野、人手不足分野等の就業機会の開拓・マッチングを図り、女性の活躍の下支えをするとともに、高齢者の活躍を推進するための取組を引続き実施して行く。